

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人長井青年会議所（Junior Chamber International NAGAI）と称する。（以下、「本会議所」という。）

(事務所)

第2条 本会議所は、事務所を山形県長井市に置く。

(運営の原則)

第3条 本会議所は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的としてその事業を行なわない。又、本会議所はこれを特定の政党のために利用しない。このほか、別に定める倫理規程に則り運営する。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 本会議所は、地域社会の健全な発展を志し、会員相互の信頼のもとに資質の向上と啓発に努め、もって明るい豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会議所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 講演会、体験活動又はスポーツ等を通じて児童又は青少年の健全な育成を目的とする青少年育成事業
- (2) セミナー、催事の開催又は体験活動を通じて地域社会の健全な発展を目的とするまちづくり事業
- (3) 指導力啓発の知識及び教養の習得と向上、並びに能力の開発を促進する事業
- (4) 国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所及び国内外青年会議所並びにその他の諸団体と連携し、相互の理解と親善を増進する事業
- (5) その他、本会議所の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、山形県において行うものとする。

(事業年度)

第6条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第3章 会 員

(会員の種類)

第7条 本会議所の会員は次の3種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員長井市、白鷹町、飯豊町、小国町に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある個人で、次条により会員となった者をいう。
 - (2) 特別会員40歳に達した年の年度末まで正会員であって、理事会で承認された者をいう。
 - (3) 賛助会員本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人、又は団体で、理事会で承認された者をいう。
- 2 正会員が事業年度中に40歳に達した場合、当該事業年度に関し1月に開催される通常総会の終了時まで、正会員としての資格を有する。
- 3 40歳に達する年に理事長に選任された者に関しては、翌事業年度に関し1月に開催される通常総会の終了時まで、正会員としての資格を有する。
- 4 前3項に掲げるほか、会員に関する事項は、会員資格規程に定める。

(入 会)

第8条 正会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 このほか会員の入会に関する事項は、規程に定める。

(会員の権利)

第9条 正会員は本定款に定めるもののほか本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享受する。

- 2 特別会員、賛助会員については規程に定める。

(会員の義務)

第10条 会員は、本定款及びその他の規程を遵守しなければならない。

- 2 正会員は例会、各種会議、事業に出席し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(会費及び入会金)

第11条 会員は規程において定める会費を毎年所定の納期に納入しなければな

らない。

2 正会員の入会に際しては規程に定められた入会金を納入しなければならない。

3 このほか会費に関する事項は、規程に定める。

(会員資格の喪失)

第12条 正会員は、次のいずれかに該当する場合はその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 当該正会員が死亡し若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総正会員の同意があったとき。

(退 会)

第13条 正会員が本会議所を退会しようとするときは、その年度の会費を納入し、退会届を理事長に提出しなければならない。

2 退会は理事会の承認を得なければならない。但しやむを得ない事由があるときはこの限りでない。

(除 名)

第14条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該正会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規程に違反したとき。
- (2) 本会議所の名誉を毀損し、又は本会議所の目的遂行に反する行為をしたとき。
- (3) 本会議所の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(休 会)

第15条 正会員が休会を希望する場合は理事会の承認を得なければならない。

2 このほか休会に関する事項は、規程に定める。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第16条 正会員が第12条によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 本会議所の正会員は、その資格を喪失しても、既納の入会金又は会費その他提出金品は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構成・種類)

第17条 本会議所の総会は、正会員をもって構成する。

- 2 総会は毎年1月、8月に通常総会として開催するほか、必要がある場合は臨時総会として開催する。
- 3 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とし、毎年1月に開催する通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

(権 限)

第18条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事予定者及び監事予定者の承認
- (3) 理事長候補者の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 財産目録の承認
- (7) 正会員の除名
- (8) 次に掲げる規程の制定、変更及び廃止
 - 1 会員資格に関する規程
 - 2 会費及び入会金に関する規程
 - 3 役員の報酬に関する規程
 - 4 特定資産等の管理に関する規程
- (9) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受
- (10) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の譲受け
- (11) 合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡
- (12) 理事会において総会に付議した事項
- (13) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招 集)

第19条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第20条 総会の議長は、理事長若しくは出席正会員のうち理事長の指名した者がこれにあたる。

(議決権)

第21条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定定数)

第22条 総会は、総正会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(決 議)

第23条 総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数を持って行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の譲受け
- (3) 合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡
- (4) 正会員の除名
- (5) 監事の解任
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際して、候補者ごとに第1項の決議を行なわなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、作成者及び議長が指名する正会員2名が署名捺印しなければならない。

第5章 役 員

(種類及び定数)

第25条 本会議所には次の役員を置く。

- (1) 理事10名以上15名以内
- (2) 監事1名ないし2名

2 理事のうち1名を理事長、以下本会議所を円滑に運営するための任意の役職として、3名以内を副理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事は本会議所の正会員の内から選任しなければならない。
- 3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選任する。ただし、理事長を選定する場合において、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
- 4 監事は、本会議所の理事若しくは、会議・委員会・事務局の構成員を兼務することができない。
- 5 その他、役員の選任に関する事項は、規程に定める。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、本会議所を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長の業務の執行を補佐する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、事務局を統括する。
- 5 理事長は毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、次に掲げる職務を行なう。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(直前理事長及び顧問)

第29条 本会議所に、直前理事長、顧問を置くことができる。

- 2 直前理事長は前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行うことができる。ただし、直前理事長が理事になることを妨げない。
- 3 顧問は直前理事長を除く理事長経験者である理事の内から選任し、理事長経験を生かし、業務についての理事長の諮問に答え、又は業務について必要な助言を行うことができる。
- 4 顧問は理事会の決議によって選定する。

(役員の任期)

第30条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関し1月に開催される通常総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関し1月に開催される通常総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

- 3 本定款に定められた任期中の役員に欠員が出た場合には、補欠を選任することができる。
- 4 役員は、辞任により本定款に定める役員の数に欠けた場合、当該役員は新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 5 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第31条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

- 2 役員は、総会において解任することができる。

(報酬等)

第32条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、正会員の資格を有しない監事には、月額1万円を上限とし、総会で定めた額を支給することができる。

- 2 前項に掲げるほか、役員報酬に関する事項は、役員報酬規程に定める。

第6章 理事会

(構成)

第33条 本会議所に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 第18条第8号に定めている規程以外の規程の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか本会議所の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 理事長、副理事長及び専務理事の選任及び解職

(種類及び開催)

第35条 理事会は定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は毎月1回開催する。
- 3 臨時理事会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第37条 理事会の議長は、理事長若しくは出席理事のうち理事長の指名した者がこれにあたる。

(定定数)

第38条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第39条 理事会の決議は、本定款に別段定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、その過半数の多数決をもって決する。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、理事長及び監事が署名捺印しなければならない。ただし、理事長が理事会に出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに署名捺印する。

(常任理事会)

第41条 理事会を円滑に運営するための任意機関として常任理事会を置く。

2 常任理事会は理事長、直前理事長、副理事長、専務理事及び理事長が指名する理事をもって構成する。

3 常任理事会は、理事会に提出する議案について協議し、理事会に参考意見を提出する。

4 常任理事会は毎月1回以上開催する。

第7章 例会及び委員会

(例 会)

第42条 本会議所は、第5条に定める事業遂行の場としての任意の会合である例会を開催する。

2 例会は毎月1回以上開催する。

3 例会の運営については、別に定める規程による。

(委員会)

第43条 本会議所は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し又は実施するために委員会を置く。

- 2 委員会は、委員長1名、副委員長若干名、幹事若干名及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、正会員のうちから理事会の承認を得て選任する。
- 4 その他副委員長、幹事の選任に関して必要な事項は、規程に定める。

(室、会議、特別委員会)

第44条 本会議所は、室、会議、特別委員会を置くことができる。

- 2 前項に関して必要な事項は、規程に定める。

(委員会等への所属)

第45条 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、監事及び直前理事長等を除き、原則として全員いずれかの委員会、会議又は特別委員会に所属しなければならない。

第8章 資産及び会計

(事業計画及び収支予算)

第46条 本会議所の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、毎事業年度の開始日の前日までに行政庁に提出するとともに、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。3 第1項の書類については、1月に開催される通常総会で報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

第47条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、毎年1月に開催する通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号及び第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供

するとともに、定款、会員名簿を事業所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(会計原則等)

第48条 本会議所の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 本会議所の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める規程によるものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第49条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第47条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第51条 本会議所は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第52条 本会議所が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本会議所が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取り消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第53条 本会議所が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第54条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するために、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める規程による。

(個人情報の保護)

第55条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

第56条 本会議所の公告は、事業所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補 則

第57条 この定款に定めるもののほか、本会議所の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会議所の最初の理事長は、吉田重成とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。